



## 組合の長年の要求と追及が一部実現 小学校遊具、業者による保守点検実施へ

5/1の校長会で、市教委から、小学校遊具の保守点検業務を専門業者に委託していくことが示されました。枚方教組は対市交渉をはじめとして、市教委に対して、学校の遊具や運動具について、子どもの命や重大な後遺症にもかかわる問題として、学校、教員任せの点検ではなく、市教委が責任をもって専門業者による定期的な保守点検を行うように粘り強く要求してきました。

今回、小学校の遊具に限定されていますが、市教委の従来方針の変化であり、今後運動具、中学校の部活動の設備も含めた、専門家による責任ある保守点検が行われていくように引き続き求めていきます。

### 全国で相次ぐ 学校遊具運動具、学校施設での事故例

■小学校校庭の釘で大ケガ、2023年4月東京杉並区小学校で体育の時間に転んだ児童が校庭の釘で左足十数針の大ケガ、金属探知機で570本の釘が発見、その後の区内小中学校から1万5千本の釘が発見。

■2021年北九州市中学校体育館バスケットゴールが落下。生徒が顔に傷跡で、900万円の賠償訴訟に。過去には死亡事例も。

■2023年宮城県白石市の小学校で木製の防球ネット支柱が倒れ、児童1人が死亡、もう一人が顎の骨を折る重傷に。当時の学校長など論が業務上過失致死で書類送検も不起訴に。

学校施設や遊具・運動具にかかわる重大事故は毎年繰り返されています。文科省はそのたびに学校での点検の強化を通知していますが、校庭の釘や、防球ネット支柱の事故などでも、教員の目視などの点検では、これほど重大な事故につながる事が未然に発見できていませんでした。

### メーカー、業界団体の点検・耐用年数の基準が示されていたのに・・・

枚方においても、過去、学校の運動具、運動設備によって、大きなけがにかかわる事故が発生していますが、ほとんど保護者、市民向けに公表されているとは言えません。

北九州のバスケットゴール事故の例では、メーカーが2年に1回の業者点検を推奨したうえで耐用年数は24年までとしていたのを、業者点検なしに30年が経過していました。事故を受けて北九州市が市内小中学校の業者点検を実施した結果、17億円をかけ9割が補修・交換が必要になったとされています。

### 情報公開・共有 学校任せでなく 専門家、業者による保守点検の拡大を

昨年3月に消費者庁が学校施設や設備にかかわる事故の調査報告、NHKの学校事故特集番組でも、同じパターン事故が繰り返され重大事態に至っており、情報が公開され、教訓が共有されていれば防げたことが指摘されています。

さらには、消費者庁の報告でも、多忙な教員の勤務実態からも、学校任せの保守点検でなく専門家、業者による点検が必要出ることが文科省に提言されています。

学校長など現場の教職員が書類送検されるなど、刑事責任を問われかねない状態を、市教委として責任をもって、学校任せにせず対応できる予算と仕組みを実施すべきです。

とりわけ中学の体育、部活では、全国的にもサッカーゴール、バスケットゴール、バレー支柱や金属ワイヤーにか

かわる重大な事故事例が少なくありません。運動場のクギ問題は、金属探知機による点検など、枚方でも十分な対応が行われているとは言えません。

小学校の遊具にとどまらず、市教委として責任をもって、専門家、業者による保守点検を実施すべきです。

## 万博学校招待 深刻な問題が次々浮き彫りに

枚方教組の加わる大教組が4月18日に府高教、大障教と連名で府教委に万博の学校無料招待に関して、今年初めのガス爆発事故や、交通渋滞、交通手段、昼食場所の確保、トイレ問題など安全を確保数上での懸念から、学校の意向調査についての延期を申し入れ、マスコミなどでも大きく取り上げられています。

34年前の鶴見緑地公園での「花博」でも、学校遠足で地下鉄で会場まで2時間かかりへとへとに、昼食場所が狭く窮屈な思いを強いられた、パビリオンも予約時間に間に合わず見学できなかった・・・など過去の苦い経験も退職教員から寄せられています。

交野の山本市長は枚方のメーデー会場で、万博建設地の問題を指摘、交野市の小中学校では1校も参加希望が出ていない実態を報告していました。学校の参加申し込みは、子どもの安全を慎重に検討すべきです。

ひらかた九条の会 憲法講演会 6/29(土) 13:30 枚方総合文化芸術センター一別館

### 自民裏金問題を告発の上脇博之さん(神戸学院大教授)

### 講演「さようなら金権政治 こんにちは憲法政治」

ひらかた九条の会は6月29日(土)に旧メセナひらかたで憲法講演会の開催を予定。

自民党の政治支配を大きく揺るがす、裏金問題。その直接の契機となった、自民党議員のパーティー券資金不記載問題を東京地検に告発し、自民党の長老議員を引退に追い込み、派閥政治を大きく変えてきました。

上脇博之さんは、赤旗日曜版のスクープ記事を受けて、独自の調査に乗り出し、東京地検告発に踏み切り、今日の政治を揺るがす裏金問題につながりました。

その上脇さんに、今の国民世論から大きく乖離した政治の問題点を正面から取り上げて、お話ししていただきます。参加費は300円となっています。

### パレスチナ・ウクライナ和平を！米軍の戦争に日本を差し出さな！

### 大阪総がかり集会5/3(金)に5000人が参加

5月3日(金)に、大阪扇町公園で平和と憲法を守れと、おおさか総がかり集会が行われ、5000人の参加者がありました。枚方教組も退職教職員とともに集会、デモに参加しました。

集会では、岸田首相が、平和憲法の原則を投げ捨て、従来の武器輸出を解禁するだけでなく、平時から自衛隊がアメリカ軍の指揮に従い、一体となって武力行使が可能になる日米の軍事協力をバイデン大統領に約束して一気に進めようとしています。

日本国民にも、国会にも説明や論議もせず、頭から憲法に基づく政治を投げ捨てて、アメリカとの合意を優先させようとしています。

岸田政権の対応は、アメリカは対中国との対立をエスカレートさせ、極めて危険な軍事的緊張を高める一方です。日本が主権国家として、自らの判断で行動できる権利すらアメリカに差し出しかねないものといえます。



## 事務・栄養職員の時間外労働、休日労働に関する協定(36協定)

# 「協定届」だけでなく、「協定書」こそ重要 当該職員の実状、意向を踏まえた具体的な検討を

### 5月に協定内容の協議・締結に、労働法の趣旨を踏まえた内容に

事務・栄養職員の割増手当を支給して、時間外・休日労働を命ずるための36協定のための、職場代表選出が各学校で進められています。

5月には、36協定締結のための、具体的な協定内容が検討され、交渉されることとなります。

前々回の枚方教育でも指摘したように、市教委は36「協定届」のひな型のみを示して、本来の「協定書」については触れていません。また、協定届の記載事項の具体的な内容について、不慣れな学校現場、管理職では理解が難しいことも少なくありません。

十分な時間をかけた説明や理解、慎重な教義や検討こそ必要です。

### 要点だけの「協定届」だけでなく、法令による「協定書」が重要

「書面による協定をし、・・・これを行政官庁に届け出た場合においては・・・労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。」  
(労働基準法第36条)

厚生労働省の36協定締結の指針に示される内容を踏まえて、労働者にとって重要な勤務時間の規定を、その趣旨を実質化することが重要です。

「協定届」は、監督機関に届けるための、要点のみを記入するものです。

労働基準法では、もっと具体的に、詳細な内容を盛り込んだ「協定書」の締結を求めています。「協定書」は様式も定めはなく、監督機関への提出義務はありませんが、労使ともに遵守の義務があります。

「協定届」を「協定書」と兼ねることは認められていますが、その際は「協定書」に署名、押印などの要件が必要になってきます。今回諸事情で協定書の作成には至らないことも考えられますが、「協定届」に記載できない具体、詳細については管理職との間での話愛、今後何かが出てきた際には、労使双方の協議によって対応することを確認しておくことは重要です。

### 協定内容は管理職からの提案をもとに、職員との協議・合意で決定

協定内容でも中心になる、時間外・休日労働の時間数・日数は、管理職からの提案された数字について協議、検討していきます。

この時間数・日数の設定についても、最小限の範囲にとどめるように設定していくことが厚生労働省の36協定締結の指針に示されています。

職場や対象職員の実状や以降を踏まえ、協議、合意の結果、上限規制の最大になることはありうることです。その際も、あくまで当該職員、職場の実状を踏まえた検討や合意が重要であり、反映させられる内容は協定に盛り込むことが重要です。

### 「法定労働時間(8時間)」「所定労働時間(7時間45分)」の区別を明確に

市教委が校長に示した「ひな形」で「1日の時間外勤務の上限4時間」を示していますが、これは17:00以降の4時間と思われる。

しかし、労働(勤務)時間について、労働基準法で示される「法定労働時間」は1日8時間、大阪府の条例で示される「所定労働時間」は7時間45分(7.75時間)と15分のずれがあります。

「所定労働時間」に対する時間外労働の上限4時間は、「法定労働時間」では「3時間45分」となるはずですが。

全教(全日本教職員組合)の枚方教職員組合のニュースです

明確な区別が必要になります。

### 休日労働は「法定休日(週1日の休日)」だけ?

「協定届」では「休日労働」について、「労働させることができる『法定休日』の日数」を記載します。

「法定休日」は労基法で定める「1週につき1日」の休日のこと(日常は日曜をイメージする場合が多い)になりますが、実際の「休日」はそれ以外の勤務を要しない休日も含まれます。

働く者にとっては、土日(週休日)や祝日、年末年始の休日も含めた「休日」であり、勤務命令を上限どれぐらまで認めるのが重要であり、本来の「協定書」で確認するなどのことも、重要になります。(「週休日で、条例の定める休日で、上限月何日など)

さらに、従事する業務内容も、本来の事務職員、栄養職員の業務かどうかとも確認することも必要になります。

### 協定は1年ごと、来年度に内容を深めることにつながることも重要

枚方の学校現場にとって初めての取り組みでもあり、労働法の規定など難解で慣れない内容も多いため戸惑うことが多いのも現実です。

結果的に管理職提案通りの協定、協定届となっても、1年ごとの再協定が定められています。このことを契機に、私たちの勤務条件、労使の対等な協議によって決めていく在り方を、さらに深めて、今後にかかしていくことが重要です。

また、36協定の適用されない教員にとっても、自分たちの勤務条件を改めて認識して、教員の職場での勤務条件も、労使の協議、協定を活用して決めていくルールを定着させることが求められます。

#### 参考資料

「協定届が新しくなります」厚生労働省リーフレット

「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」厚生労働省リーフレット  
(「協定届」の記載例や注意事項が示されています)

協定書 参考例(枚方教組) 以上の資料は 組合ホームページに掲載しています ⇒



### 立ち止まって考える

## ポジティブが評価されがちな学校・教育の中で 注目される「ネガティブ・ケイパビリティ」

対話的な学習で自分の考えをどんどん出すことが奨励され、調べ学習やプレゼンテーションでもアウトプット重視に。ともすれば、タブレット、チャット GTP を積極的に使いこなすほど学習活動で評価されやすい学校に。

このような社会全体の中で、近年「ネガティブケイパビリティ」が注目されています。すぐに対処して、その時その時の答えを出すことよりも、迷って、悩んで、すぐに動けずに立ち止まってしまう。実は、そのようなネガティブな「もやもや力」の大きいほうが、より本質に目を向け、物事を根本から変えていく発想やアイデアを生み出すことができる傾向が大きいことさえ、研究で報告されています。

新しいことが次々求められ、かつてないほどのスピードでの大量の情報・課題に対応が求められ、働くものや子どものほうがストレスでつぶされていってしまふ。そんな点からも、精神医学の方面からも、その重要性がとりわけ強調されるようになっていきます。

「何とかするのではなく、何とかなる」(常木蓬生さん・精神科医、小説家)とらえ方の重要性が指摘されています。

NHK クローズアップ現代「迷って悩んでいいんです 注目される“モヤモヤする力”」 ⇒

枚方教組に加入して学校や働き方を変えていきましょう

